

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	48	事業名	道路事業（県道：相馬亘理線）	事業番号	D-1-24
交付団体	福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）		
総交付対象事業費	877,000（千円）	全体事業費	877,000（千円）		

事業概要

■道路事業（県道：相馬亘理線）

原釜尾浜地区は壊滅的な津波被害を受けたことから、家屋が流出するなど、甚大な被害があったエリアを災害危険区域に指定し、防災集団移転促進事業を実施する。

その移転跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地事業が実施され、津波による浸水エリアの縮小を図り、住宅への安全度向上を図る。それに伴い、相馬亘理線の改良工事を実施する。

形状としては防災緑地に合わせて整備することとし、防潮堤、防災緑地と一体になって減衰を図る計画としている。

▽事業量

実施場所：相馬市原釜地区

事業内容：県道・相馬亘理線 L=約 2,000m W=6.0(10.0)m

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

＜平成24～25年度＞

○ 詳細設計、用地買収

＜平成26年度＞

○ 用地買収、改良工事

＜平成27年度＞

○ 舗装工事

東日本大震災の被害との関係

津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23/10/31)を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し相馬亘理線の整備を進めることにより、防潮堤、防災緑地一体となって背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。

関連する災害復旧事業の概要

予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（県道：原町海老相馬線）	事業番号	D-1-25			
交付団体	県	事業実施主体（直接/間接）	県（直接）					
総交付対象事業費	809,900（千円）	全体事業費	809,900（千円）					
事業概要								
■道路事業（市街地相互接続道整備）（県道：原町海老相馬線） 本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた磯部地区の高台移転先と、柏崎・新田地区を相互に接続する道路整備を実施するものである。高台移転先である磯部中学校西側地区からの市道と接続し、全壊した磯部地区の平地部を経由し、既存集落である新田・柏崎地区を結ぶルートである。 構造的には①梅川橋～大正橋間、②大正橋～新館野橋間、③県道磯部日下石線～矢野目地区の山際間、の3箇所について地盤沈下した道路縦断を被災前の高さまで復旧し、円滑な交通を確保するとともに、内陸部の集落への浸水被害を軽減する効果があるため「二線堤」として、市道（東部471号線）と一体的に整備するものである。現在、改良工事施工中である。								
▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：県道・原町海老相馬線 L=約2,500m W=6.0(10.0)m								
▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)								
当面の事業概要								
<平成25年度> ○ 用地買収、改良工事								
<平成26年度>			<平成27年度>					
○ 改良工事、舗装工事			○舗装工事					
東日本大震災の被害との関係 現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流失し、磯部地区は全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。しかし、内陸部の集落には被災はしたものの現地再建することとしており、津波被害の軽減を図る施設整備が求められており、シミュレーション等の結果、盛土構造となる県道及び市道（東部471号線）が「二線堤」の役割を担うこととなることから、地元でも早期整備が望まれている。								
関連する災害復旧事業の概要 現道整備であるため、災害復旧事業で実施する区間と本事業で整備する区間を区分して計上している。								
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。								

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	50	事業名	道路事業（市街地相互接続整備）（県道：原町海老相馬線）	事業番号	D-1-26
交付団体		県	事業実施主体（直接/間接）	県（直接）	
総交付対象事業費		1,152,500（千円）	全体事業費	1,152,500（千円）	
事業概要					
本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うものである。 南相馬市側の計画である北海老地区の防災集団移転事業跡地に農林水産省事業である海岸防災林が計画されており、現道の移設が必要となるため、西側に新ルートで整備する計画である。 現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、沿岸部に海岸防災林（農林水産省事業）が計画され、原形復旧が不可能となることより、隣接するほ場整備区域に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。					
▽事業量					
実施場所：相馬市蒲庭地区 事業内容：県道・原町海老相馬線 L=約 1,500m W=6.0(10.0)m					
▼位置付け					
〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24～25 年度>道路予備設計、道路詳細設計、橋梁予備設計、橋梁詳細設計、地質調査、橋梁下部工 <平成 26 年度> 橋梁下部工、道路改良工、用地買収、橋梁上部工、修正設計 <平成 27 年度> 橋梁上部工、舗装工、用地買収					
東日本大震災の被害との関係					
現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、南相馬市側の北海老地区沿岸部はすべて津波で流失したが、相馬市側の立切北地区は幸い全壊を免れた。 そのため、南相馬市と相馬市を結ぶ本線は、ほ場整備事業での新ルートを立切北地区とのアクセスを考慮しながら、現道の西側へ変更し相馬市の高台へ至る新ルートで整備する。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。道路については、本事業が採択される以前に原形復旧で査定を受けたが、本事業と調整を行い必要最低限の車道のみの復旧を行った。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	62	事業名	都市公園事業（原釜・尾浜地区防災緑地）※施設費	事業番号	D-22-1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費		3,500,000（千円）	全体事業費	3,500,000（千円）	

事業概要

■原釜・尾浜地区 津波防災緑地整備 A = 13.3 ha 【公園種別：緩衝緑地】

原釜・尾浜地区は、家屋が流出するなど壊滅的な津波被害を受けたことから、防災集団移転促進事業による高台移転が基本方針となっている。移転跡地は、水産業、漁業向けの土地利用のほかに観光産業に配慮した土地利用が計画されているため、海岸堤防と防災緑地等を整備することで津波被害の軽減を図り、併せて移転先の高台住宅地や内陸部の産業地の安全度向上を図ることとしている。

これらの土地利用方針を踏まえ、防災緑地を整備するものである。

原釜・尾浜地区防災緑地は、「相馬市地域防災計画」に、10戸以上の市街地を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能（津波の減衰、漂流物の捕捉）を位置づける予定である。

「相馬市復興計画 Ver 1.2 (H24.3)」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画

■事業費増による経費の変更（第10回）

購入土量の増、植栽マルチング材の費用等により、1,530,000千円増となる。

(当初)	原釜・尾浜防災緑地	※施設費	全体事業費	1,970,000 千円
(変更増)	原釜・尾浜防災緑地	※施設費	全体事業費	1,530,000 千円
(変更後)	原釜・尾浜防災緑地	※施設費	全体事業費	3,500,000 千円

当面の事業概要

＜平成 24～25 年度＞ 地形測量、用地測量、緑地設計

＜平成 25 年度～平成 27 年度＞ 盛土工 V=520,000m³、植栽工、園路工等施設 1式

東日本大震災の被害との関係

津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定（H23/10/31）を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることにより、背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。

関連する災害復旧事業の概要

予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	66	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港環境整備事業)	事業番号	C-1-3
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県	
総交付対象事業費		980,000(千円)	全体事業費		980,000(千円)
事業概要					
東日本大震災の津波により、松川浦漁港においては岸壁や防波堤等の漁港施設とともに、漁港区域内にあり、漁業関係者の憩いの場所として利用されていた緑地等の環境施設も甚大な被害を被った。特に、当該地域は県立自然公園に隣接する環境施設であるため、施設の復旧が必要不可欠であり、漁業関係者をはじめとする利用者はその実施を強く求めている。一刻も早い漁港環境施設の復旧とともに安全な賑わいの場の創出により、被災からの復興及び振興に寄与するものである。					
【松川浦漁港 漁港環境施設・改修(緑地・便所・休憩所等) N=1式】					
当面の事業概要					
<平成25年度> 測量・設計(広場、駐車場、照明、植栽、便所等測量設計)					
<平成26年度> 測量・設計(照明、便所等測量設計) 本工事(広場、駐車場、植栽、雑工工事)					
<平成27年度> 本工事(広場、駐車場、照明、植栽、その他施設、便所工事)					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災での地震・津波により、前面の岸壁や防波堤の漁港施設はもとより、周辺の緑地や便所等の漁港環境施設においても甚大な被害を被った。					
【松川浦地区の被害状況】 松川浦地区では、津波により、漁港施設及び漁業集落が浸水区域となった。 相馬市全体として全壊が1,087棟となっており、うち津波による流出が772棟であった。					
関連する災害復旧事業の概要					
① 前面の岸壁・防波堤等の漁港や海岸施設 : 漁港災害復旧工事(県施工) ② 水産業共同利用施設 : 水産業共同利用施設復興整備事業(市施工)					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	68	事業名	災害公営住宅整備事業（刈敷田地区）	事業番号	D-4-6
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		2,386,165 (千円)	全体事業費	2,386,165 (千円)	
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（刈敷田地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。					
▽事業量 刈敷田地区 災害公営住宅戸建70棟、アパートタイプ4棟の整備					
▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)					
当面の事業概要					
<平成24年度～平成26年度> 刈敷田地区災害公営住宅建設工事 (アパートタイプ) 1棟9戸4棟の整備 (1戸建住宅) 70戸の整備					
東日本大震災の被害との関係 東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人（約1,400世帯）が震災後、約1年7ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。					
関連する災害復旧事業の概要 被災者向けに応急仮設住宅1,500戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業	事業番号	◆D-4-1-1
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		63,192(千円)	全体事業費		63,192(千円)

事業概要

■災害公営住宅駐車場整備事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備することとしているが、住宅整備に併せて、入居者向けの必要不可欠である駐車場を整備することによって、生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備
 共助住宅用 4力所(馬場野、原釜、磯部、細田)
 戸建住宅用 6力所(明神前、細田、刈敷田、鷺山、荒田、南ノ入)
共同住宅用 1力所(刈敷田)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P20)
 [相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)

当面の事業概要

<平成24年度>

災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備
 共助住宅用 4力所(馬場野、原釜、磯部、細田)
 戸建住宅用 1力所(明神前)

<平成25年度>

災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備
 戸建住宅用 5力所(細田、刈敷田、鷺山、荒田、南ノ入)

<平成26年度>

災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備
共同住宅用 1力所(刈敷田)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人(1,400世帯)が震災後、約1年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。

被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。

なお、駐車場については、相馬市では入居者にとって必要不可欠な施設であり、応急仮設住宅でも駐車場を確保しているため、今回整備する災害公営住宅でも最低各戸1台分のスペースは必要である。

関連する災害復旧事業の概要

市沿岸部において、約110ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。
 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-1
事業名	災害公営住宅整備事業(馬場野団地)
交付団体	相馬市
基幹事業との関連性	
今回整備する駐車場については、災害公営住宅の機能として、相馬市では入居者にとって必要不可欠な施設であり、応急仮設住宅でも駐車場を確保しているため、今回整備する災害公営住宅でも最低各戸1台分のスペースは必要であるため、今回関連して事業を実施するものであります。	